

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公開番号】特開2005-304695(P2005-304695A)

【公開日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2004-124392(P2004-124392)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月3日(2007.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主たる制御を司る主制御装置とは別に設けられ、主制御装置からの指令に基づき所定の制御対象を制御するための副制御装置を備え、当該副制御装置は、少なくとも所定のプログラムデータを記憶可能な特殊記憶手段を具備してなる遊技機であつて、

前記特殊記憶手段は特定端子を有し、当該特定端子に関し第1の状態とされることで前記データの書換が許容され、前記特定端子に関し第2の状態とされることで前記データの書換が禁止されるよう構成するとともに、

少なくとも遊技場設置状態においては前記特定端子に関し第2の状態に維持されるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

主たる制御を司る主制御装置とは別に設けられ、主制御装置からの指令に基づき所定の制御対象を制御するための副制御装置を備え、当該副制御装置は、少なくとも所定のプログラムデータを記憶可能な特殊記憶手段を具備してなる遊技機であつて、

前記特殊記憶手段は特定端子を有し、当該特定端子への印加電圧がゼロとなることで前記データの書換が許容され、前記特定端子への印加電圧がゼロよりも大きい所定値以上となることで前記データの書換が禁止されるよう構成するとともに、

少なくとも遊技場設置状態においては前記特定端子への印加電圧がゼロよりも大きい所定値以上に維持されるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

主たる制御を司る主制御装置とは別に設けられ、主制御装置からの指令に基づき所定の制御対象を制御するための副制御装置を備え、当該副制御装置は、少なくとも所定のプログラムデータを記憶可能な特殊記憶手段を具備してなる遊技機であつて、

前記特殊記憶手段は特定端子を有し、当該特定端子への印加電圧が第1の閾値未満となることで前記データの書換が許容され、前記特定端子への印加電圧が第2の閾値以上となることで前記データの書換が禁止されるよう構成するとともに、

少なくとも遊技場設置状態においては前記特定端子への印加電圧が第2の閾値以上に維持されるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項4】

主たる制御を司る主制御装置とは別に設けられ、主制御装置からの指令に基づき所定の

制御対象を制御するための副制御装置を備え、当該副制御装置は、副制御基板と、該副制御基板に搭載された少なくとも所定のプログラムデータを記憶可能な特殊記憶手段とを具備してなる遊技機であって、

前記特殊記憶手段は特定端子を有し、当該特定端子への印加電圧がゼロとなることで前記データの書換が許容され、前記特定端子への印加電圧がゼロよりも大きい所定値以上となることで前記データの書換が禁止されるよう構成するとともに、

少なくとも遊技場設置状態においては前記特定端子への印加電圧がゼロよりも大きい所定値以上に維持されるよう、前記副制御基板上に電源手段を設けたことを特徴とする遊技機。